

【お知らせ】日本入国時に必要なアプリ・インストールの変更について

2021年5月17日
在イラン日本国大使館

●3月18日（木）入国時から開始されている、お持ちのスマートフォンへのアプリ・インストールの義務化について、変更がありました。

1 今般、厚生労働省から、日本に入国する全ての方に対し求めている新型コロナウイルス感染防止のためのアプリ・インストールの「ビデオ通話アプリ」について、「Skype」から「MySOS」に変更したとの案内がありました。

2 日本入国時に同アプリがインストールされたスマートフォンについて、検疫係官による確認が行われることとなります。

3 同アプリのインストールを行っていない場合は、日本入国空港にて諸手続きのためお待ち頂くこととなり、また、スマートフォンをお持ちでない方は、ご自身の負担でスマートフォンをレンタルして頂くこととなります。

4 詳細につきましては、以下、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

5 当地の新型コロナ感染状況については、引き続き最新情報を入手するとともに、以下を参考に感染予防に努めて頂き、感染予防のため最大限の注意を払って下さい。

(1) 飛沫感染を防ぐため、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンスを心掛け、いわゆる「三つの密」（密閉された空間で、密集しての密接な会話）を避ける。特に不特定多数の人がいる密閉された屋内にいることを避ける。

(2) 接触感染を避けるため、アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に必ず手洗いをする。

(3) 体調不良の時は外出を控え、咳やくしゃみがあるときは、マスクを着用し鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに手で抑えず、鼻

と口をティッシュなどで覆い、その後手洗いをを行う。

6 その他関連サイト

(1) 厚生労働省ホームページによる周知

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

ア 新型コロナウイルスを防ぐためには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

イ 一般的な感染症対策について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

(2) 国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

(3) 外務省海外安全ホームページ

【広域情報】新型コロナウイルスに関する注意喚起

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C018.html

【感染症危険情報】イラン

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_046.html#ad-image-0

7 連絡先及び問合せ先

在イラン日本国大使館 領事班

電話：+98-21-22660710(代表)

FAX：+98-21-22660746

e-mail：consular@th.mofa.go.jp

HP：<http://www.ir.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※ 「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>